

別表1 重点対策地区

区名	町丁目
城東区	鷺野東3丁目、天王田
東成区	大今里西3丁目、玉津3丁目、東小橋3丁目(15～20番(岩崎橋今里線(千日前通)以南))
生野区	生野西1～4丁目、生野東1～4丁目、勝山北3～5丁目、勝山南1～4丁目、舍利寺1～3丁目、鶴橋1～5丁目、中川西1～3丁目、林寺1丁目、林寺2丁目(1～16番、17番の一部、18番(生野線以北))、林寺3丁目、林寺5丁目、桃谷2丁目(5番の一部(生玉片江線以北))、桃谷3～5丁目
天王寺区	下味原町、東上町
阿倍野区	阿倍野筋4丁目(18～24番)、阿倍野筋5丁目(10～13番)、阿倍野元町(1～2番(木津川平野線(松虫通)以北))、共立通1～2丁目、天王寺町北1丁目(1～5番、6番の一部、7～10番(天王寺吾彦線以東))、天王寺町北2～3丁目、天王寺町南1丁目(1番)、天王寺町南2丁目(1番、2番、5番、6番)、天王寺町南3丁目(1番)、松虫通1丁目(1～12番(木津川平野線(松虫通)以北))、松虫通2丁目、松虫通3丁目(1～4番、8番(木津川平野線(松虫通)以北))、丸山通1～2丁目
西成区	岸里1丁目、聖天下1～2丁目、天下茶屋1～3丁目、天下茶屋東1～2丁目、花園南1～2丁目

別表2 (第2条第8号・第4条関係)

(1) 構造及び耐用年数

鉄筋コンクリート造 鉄骨鉄筋コンクリート造	レンガ造 ブロック造	鉄骨造	木造
32 年	26 年	23 年	15 年

(2) 補助事業者の要件

納税状況	補助事業者及び補助事業者と同一世帯の老朽建築物（補助対象事業に係るもの）の所有権を有する者（以下「建物所有者」という。）について、大阪市における以下の税の滞納がないこと。 ア 個人にあつては個人市民税、法人にあつては法人市民税 イ 所有する全ての土地・家屋に係る税（固定資産税・都市計画税）
------	---

別表3 補助対象上限単価及び補助率

区分	補助の内容	補助対象 面積等※1	補助率
	補助対象上限単価		
除却費等	老朽建築物の除却及び除却後の整地に要する費用	固定資産（家屋）評価証明書に記載された面積とする。（※3）	2 / 3
	木造 17,000 円／㎡ 木造集合住宅 15,000 円／㎡（※2） 非木造 17,000 円／㎡		
建築設計費 及び 耐火構造費	壁面後退する新たな建築物の建築に必要な建築設計費用及び耐火構造に要する費用	延床面積※1	1 / 2
	建築工事費 延床面積 100 ㎡以下 41,500 円／㎡ 延床面積 250 ㎡以下 39,300 円／㎡ 延床面積 500 ㎡以下 37,000 円／㎡ 延床面積 1,000 ㎡以下 35,500 円／㎡ 延床面積 1,000 ㎡超 34,900 円／㎡ ただし、建築設計費用の補助金を申請しない場合は、次の単価とする 延床面積 100 ㎡以下 30,000 円／㎡ 延床面積 250 ㎡以下 29,500 円／㎡ 延床面積 500 ㎡以下 28,800 円／㎡ 延床面積 1,000 ㎡以下 28,000 円／㎡ 延床面積 1,000 ㎡超 27,800 円／㎡		
セットバック 整備費 ※5	セットバックの整備に要する費用。ただし、既存道路部分と一体的に整備する場合は、最大、道路中心線から水平距離 3 m までその整備に要する費用も含む。	整備面積等※4	
	道路等舗装 14,700 円／㎡ 道路境界石 7,300 円／m U型側溝 11,400 円／m L型側溝 11,800 円／m 現場打ち側溝 700 円／m 側溝蓋 4,900 円／m 集水桝 57,200 円／箇所		
支障物撤去費	支障物の撤去に要する費用。ただし、既存道路部分と一体的に整備する場合は、最大、道路中心線から水平距離 3 m までその整備に要する費用も含む。		
	支障物の撤去 ※6 による合計額		

※1 建築確認申請に記載する延べ面積（小数第2位まで）

※2 集合住宅の一部のみを除却するものを除く。

※3 除却面積が固定資産（家屋）評価証明書に記載されている面積と異なる場合は、除却面積がわかる資料を添付してください。

※4 セットバック整備に係る面積又は長さ等の数量とする。

※5 既にセットバック済みの場合は補助対象外とする。

※6 支障物の撤去（下に定める補助上限単価に対象となる数量を乗じた額）

補助項目		単位	補助上限単価
塀等	木製	見付㎡	6,200 円
	金属製	見付㎡	3,300 円
	ブロック製等	見付㎡	12,800 円
	コンクリート製	見付㎡	10,200 円
門扉	木製	見付㎡	2,300 円
	金属製	見付㎡	5,500 円
樹木	低木	本	500 円
	中木	本	3,000 円
	高木	本	6,900 円
段差のある工作物	コンクリート製等	㎡	24,300 円
車止め等		箇所	4,300 円

備考

- 1 塀等とは、塀、擁壁をいう。
- 2 塀等のうちブロック製等とは、コンクリートブロック、レンガ、石その他これらに類するもので作られているものをいう。
- 3 樹木は、樹木の地上1.2mの部分で幹周が10cm未満を低木、10cm以上60cm未満を中木、60cm以上を高木とする。
- 4 段差のある工作物とは、コンクリート、コンクリートブロックその他これらに類するもので、アプローチ、階段その他これらに類する建築物で道路部分との高さが3cm以上あるものをいう。
- 5 車止め等とは、車止め、標識支柱等で木製、金属製その他これらに類するもので作られているものをいう。

別表4 補助限度額

現況道路幅員 敷地	5 m未満	5 m以上
一般敷地	150 万円	100 万円
狭小敷地等	200 万円	150 万円

別表5 補正係数

間口	10m未満	10m以上 15m未満	15m以上
補正係数	1.0	1.5	2.0

別表 6 様式及び添付書類一覧表

様式		備考
防災コミュニティ道路認定申請書（様式 1）		
その他申請に必要と認める書類		
防災コミュニティ道路認定通知書（様式 2）		
防災コミュニティ道路不認定通知書（様式 3）		
事業計画承認申請書（様式 4）		
事業計画書	様式 4－2	
委任状（代理人）		・申請手続き等を代理人に委任する場合
補助事業者が土地所有権等を有する者の配偶者又は一親等内の親族であることを証する公の書類		・補助事業者が土地所有権等を有する者の配偶者又は一親等の親族である場合、そのことを証する公の書類が必要
補助事業者一覧	様式 4－3	・補助事業者が複数の場合、代表申請者を除く全員の委任状が必要
委任状（代表申請者を除く）	様式 4－4	
納税証明書（市民税、固定資産税及び都市計画税）		・補助事業者が複数の場合、全員の納税証明書が必要 ・補助事業者と同一世帯の建物所有者がいる場合、建物所有者全員の納税証明書が必要 ・市民税が非課税の場合、課税（所得）証明書が必要 ・申請者が所有している大阪市内の全ての土地・建物について必要
計画敷地の権利者一覧	様式 4－5	
道路の中心線又は現況幅員に関する書類		・大阪市が管理する道路（附則 5 項道路等）の場合、道路区域明示図 ・建基法第 42 条第 2 項に規定する道路の場合、道路中心線の位置が分かる写真
不動産登記法第 14 条第 1 項地図		
計画敷地の権利者を証する書類（登記事項証明書（土地）等）		
承諾書（補助事業の実施（土地）について）	様式 4－6	・補助事業者以外に土地所有者がいる場合、補助事業者を除く土地所有者全員の承諾書と印鑑登録証明書が必要 ・必要事項が記入されている場合、様式によらなくても可

除却建物一覧	様式 4 - 7	・ 除却整備又は建替整備の場合 ・ 除却する建物全てを棟ごとに記入する
固定資産（家屋）評価証明書		・ 除却整備又は建替整備の場合 ・ 棟明細の表記があり、建築年、共有者氏名が付記されていること ・ 登記簿上の所在と異なる場合、登記簿上の所在が付記されていること
登記事項証明書・登記簿謄本（建物）		・ 除却整備又は建替整備の場合 ・ 申請に係る除却建物全て
付近見取図		
現況写真		・ （1 棟あたり）2 方向程度
承諾書（補助事業の実施（建物）について）	様式 4 - 8	・ 除却整備又は建替整備の場合 ・ 補助事業者以外に建物所有者がいる場合、補助事業者を除く建物所有者全員の承諾書と印鑑登録証明書が必要 ・ 必要事項が記入されている場合は様式によらなくても可
誓約書	様式 4 - 9	
計画概要図面（計画概要、配置図、求積図、各階平面図、立面図等）		・ 建替整備又は新築整備の場合 ・ 計画建築物が準耐火建築物（耐火建築物）であることを記載
既存建物の検査済証及び既存建物の図面（既存建物が準耐火建築物又は耐火建築物であることを証明できる書類）		・ セットバック整備の場合
セットバック整備計画図及び断面図		・ 大阪市主要生活道路不燃化促進整備事業建設費補助制度補助金交付要領で規定する基準を満たすこと
その他申請に必要と認める書類		
事業計画承認通知書（様式 5）		
事業計画不承認通知書（様式 6）		
補助金交付申請書（様式 7）		・ 事業計画承認又は全体設計承認申請と同時に申請することができる
交付申請額内訳書	様式 7 - 2	
交付決定に必要な書類等（図面及び補助対象部分が分かるもの等）		・ 計画概要、付近見取図、配置図、求積図、各階平面図、立面図、断面図、セットバック整備計画図等

	見積書		
	工事に未着手であることを証する書類		・第9条第1項第1号ただし書に基づき補助金交付申請を行う場合
	その他申請に必要と認める書類		
補助金交付決定通知書（様式8）			
補助金不交付決定通知書（様式9）			
補助金交付申請取下書（様式10）			
	その他申請に必要と認める書類		
補助金交付申請取下承認通知書（様式11）			
補助対象事業着手届（様式12）			
	設計業務委託契約書、除却整地工事請負契約書、建築工事請負契約書の写し及び内訳明細書（除却整地費、セットバック整備費、支障物撤去費、設計費、建築工事費の工事明細書を含む）の写し		・補助事業者が契約していることが確認できる契約書等の写しを添付すること
	その他届出に必要と認める書類		
建築工事着手届（様式13）			
	確認済証の写し及び建築確認申請書の第一面から第四面の写し		・建替整備又は新築整備の場合 ・建基法第62条第1項の政令で定める技術的基準に適合する建築物の場合は、その旨が確認できる記載があること
	その他届出に必要と認める書類		
事業計画変更等承認申請書（様式14）			
	変更内容を説明する資料		
	その他申請に必要と認める書類		
事業計画変更等承認通知書（様式15）			
不承認通知書（様式16）			
補助金交付変更承認申請書（様式17）			
	交付申請額内訳書	様式7-2	
	交付変更承認に必要な書類等（図面、補助対象部分がわかるもの及び見積書等）		
	当該変更部分の工事に未着手であることを証する書類		・第17条第1項ウに基づき補助金交付変更承認申請を行う場合
	その他申請に必要と認める書類		
補助金交付変更承認通知書（様式18）			
事業計画承認及び交付決定取消通知書（様式19）			

完了報告書（様式 20）		
計画概要図面		・計画概要、付近見取図、配置図、求積図、各階平面図、立面図、断面図、セットバック整備計画図等 ・事業計画承認時又は事業計画変更等承認時から変更がある場合、変更内容が分かるようにすること。
完成写真		・ 2 方向程度
工事費等の支払いを証明する書類（領収書の写し及びその他支払いを証明する書類）又は 領収書等遅延理由書・建築工事請負契約書等の写し・請求書の写し	様式 20－2	・ 領収書等遅延理由書を提出する場合、補助金請求の際に工事費の支払いを証明する書類（領収書の写し及びその他支払いを証明する書類）を添付すること
その他完了報告に必要と認める書類		
完了検査依頼書（様式 21）		
竣工図面		
検査済証の写し		・ 補助対象事業のうち新築整備又は建替整備が完了した場合
補助金の額の確定通知書（様式 22）		
検査結果通知書（様式 23）		
請求書		
その他請求に必要と認める書類		
補助金事情変更による交付決定取消・変更通知書（様式 24）		
補助金返還請求書（様式 25）		
全体設計承認申請書（様式 26）		
全体設計承認申請額内訳書	様式 26－2	
建設工事計画書	様式 26－3	
全体設計承認に必要な書類等（図面及び補助対象部分が分かるもの等）		
見積書		
その他申請に必要と認める書類		
全体設計承認通知書（様式 27）		
全体設計不承認通知書（様式 28）		
全体設計変更承認申請書（様式 29）		
全体設計承認申請額内訳書	様式 26－2	
建設工事計画書	様式 26－3	

	全体設計変更承認に必要な書類等(図面及び補助対象部分が分かるもの等)		
	見積書		
	その他申請に必要と認める書類		
	全体設計変更承認通知書(様式30)		

(注1) 図面は原則A3又はA4とし、寸法等が分かるものとする。

(注2) 同時に複数の申請をする場合、同じ書類の添付は不要とする。

(注3) 原本の写しの提出を可とする。ただし、当該書類に疑義が生じた場合はその原本の提示を求めることがある。なお、写しと表記があるものについては、写しのみとする。